

2016年11月11日

大磯町議会議長 吉川 重雄 様

〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9

横浜平和と労働会館6F

電話 045-212-5888

神奈川県労働組合総連合会

議長 福田 裕



## 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の 提出を求める陳情

### 【陳情項目】

下記の内容を含む「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」を国に提出してください。

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに1000円以上に引き上げることを。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めることを。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

### 【陳情の趣旨】

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部や富裕層の所得は増えましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も結婚も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという“貧困の連鎖”も社会問題化しています。

2016年の改定による地域別最低賃金は、全国の加重平均で823円と初めて800円を超えましたが、なお先進国で異常に低い水準のままです。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。そして最も高い東京で時給932円(本神奈川県では930円)、最も低い地方は714円です。時間額で218円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」「GDP目標600兆にふさわしい最低賃金にする」と表明しました。しかし年3%の引上げでは

「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1,000 円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治的決断で、直ちに 1000 円に引き上げるべきです。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第 9 条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に海外でもほとんど例のない「支払能力」が併記されています。政府や使用者側はこれを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者の賃金を指標としています。この「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差を固定・拡大され、地域経済の疲弊の進行させているのです。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。そして最低賃金法第 9 条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならない趣旨を定めています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

以上